平成２１年（フ）第２６６７号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目２番10―602号
債務者　向井　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６８号
札幌市中央区南12条西８丁目１番11号　12条ハイツ２階104号
債務者　東　　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７２号
札幌市白石区栄通16丁目１番８号　東栄ハウス101号
債務者　桃井　直子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７７号
北海道江別市豊幌はみんぐ町17番地の５
債務者　三橋　政勝
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８０号
札幌市中央区南13条西11丁目１番20―103号
債務者　米坂美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９６号
札幌市北区百合が原２丁目５番22号　川口マンション105号
債務者　松島　信広
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９８号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番29号　武田マンションＡ―２号
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０８号
北海道江別市見晴台79番地の９
債務者　小野　周司
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２０号
札幌市厚別区もみじ台南５丁目７番３号
債務者　富樫　佳代（旧姓南・澁谷）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２３号
札幌市白石区東札幌５条６丁目６番40号　スカイコーポＡ―205号
債務者　土田千代美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４０号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目５番10号　稲穂駅前ハイツⅠ―101号
債務者　齋藤富美子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５０号
札幌市豊平区西岡５条12丁目５番28号
債務者　工藤　良子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６２号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目４番11号
債務者　佐々木俊幸
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６７号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番35号　パレーシャルあけぼの202号
債務者　林　　幸子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８９号
札幌市南区石山１条３丁目４番１号　ハイツリバーサイド25号
債務者　森　　茂和
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８００号
札幌市中央区南11条西９丁目３番45号　孝信ビル２階21号
債務者　小林　正喜
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０４号
札幌市南区南沢３条４丁目16番15号
債務者　北川　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０７号
札幌市清田区平岡２条１丁目５番19号
債務者　中山　和之
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部